

下賀茂商店街空き店舗対策事業補助金交付基準

平成 27 年 5 月 1 日

目 的

商店街の活性化を図るため、空き店舗を利用し開業する事業者、もしくは過去 3 年以内に開業している事業者に対して、改装費補填、店舗賃借料補填等スタートアップ支援を実施し経営の長期定着化に繋げることを目的とする。

事業名

下賀茂商店街空き店舗対策事業

補助対象店舗

下賀茂商店街の前原橋交差点付近から下賀茂交差点付近までの、下賀茂商店街空き店舗対策事業により空き店舗として指定する物件、もしくは過去 3 年以内に開業し事業を行っている店舗。

補助対象事業

対象店舗において行う事業とする。ただし、以下に該当するものを除く。

- ① 公序良俗に反する業種、射幸性・遊行性の高い業種、宗教関係の業種、その他補助対象としてふさわしくないと商工会長が認める事業。

補助対象事業者

空き店舗を利用し、小売業、飲食業、サービス業等を開業する者、もしくは過去 3 年以内に開業し事業を行っている者で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。但し、反社会的勢力の構成員、補助対象区域内での移転をするものは対象事業者としない。

- ① 町内に在住または事業所を有する個人（申請後、補助金の交付決定までに南伊豆町に転入する者を含む。）または法人。
- ② 商店街振興対策に資する団体。
- ③ 町税を完納していること。
- ④ 営業にあたり必要な許認可等を受けていること。

補助対象経費及び補助率等

本事業の補助額及び補助期間は下記のとおりとする。

- ① 賃借料

補助対象経費

1 ヶ月当たりの家賃（税抜き）、駐車場代（税抜き）とする。

また、店舗兼住宅の場合は、店舗の占める割合により賃借料を算出する。

尚、1 千円未満の端数がある場合はその額を切り捨てるものとする。

過去 3 年以内に開業し事業を行っているものは、この基準が施行される平成 27 年 5 月 1 日より対象として、1 回のみの補助とする。

補助対象外経費

消費税、家賃に含まれる管理費・共益費等

② 改装費等

補助対象経費

- ・空き店舗を利用し開業するために必要な改装費、店舗に固定される看板工事費及び備品購入費
- 但し、町内事業者による施工と備品の購入に限る

補助対象外経費

- ・広告宣伝費（ホームページ作成、チラシ作成、新聞広告等）
- ・デザイン費（ロゴデザイン等）

補助金額

賃借料・改装費等合わせて上限を55万円（税抜）以内とする。

提出書類等

本事業の補助を受けようとする者は、本会へ下記の書類を提出するものとする。

- ①補助金交付申請書（様式1）
- ②収支予算書（様式2）
- ③見積書（写し）
- ④賃貸借契約書（写し）
- ⑤所得税決算書（写し）（3年以内の開業者）
- ⑥開業届出書等（写し）（3年以内の開業者）

本事業が完了した者は、本会へ下記の書類を提出するものとする。

- ①事業完了届（様式3）
- ②収支決算書（様式4）
- ③補助金精算払い請求書（様式5）
- ④領収書（写し）

ただし、本会はこれらの書類以外にも必要に応じて空き店舗対策の実施場所の写真や関係書類を提出させることができるものとする。

支払方法

事業完了届の受領により審査委員会を開催し、事業者の指定する本人名義の預金口座に振込むものとする。

その他

上記の条件や基準を満たしていない場合は、年度途中においても補助金対象外とする。また、予算の範囲内で行う。